

○大分県一般競争入札実施要領(WTO)

第1 趣旨

この要領は、大分県が建設工事を一般競争入札に付する場合の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

電子入札の取扱については、この要領に定めるもののほか大分県電子入札運用基準によるものとする。

第2 対象工事

一般競争入札の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は県が発注する予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の工事とする。

第3 入札の公告

- 1 契約担当者は、対象工事を一般競争入札に付そうとする場合においては、特例政令第6条及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第38条の規定に基づき、県報に掲載することにより公告するものとする。
- 2 公告において、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。
 - (1) 契約担当者の氏名及び対象工事の契約を担当する課（局、室）（以下「契約担当課」という。）の名称
 - (2) 工事名
 - (3) 入札参加表明書兼競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下これらを総称して「参加表明書等」という。）の提出期限
 - (4) 入札執行の日時
 - (5) 第6の入札説明書を入手するための照会窓口

第4 競争参加資格

競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 対象工事に係る工事種別について、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）により競争入札参加資格者の資格を有している者であること。
- (3) 対象工事に係る工事種別について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29の規定に基づく総合評定値（P点）が一定の点数以上であること。
- (4) 対象工事に係る工事種別について、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (5) 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 第7の2の規定による申請期限の日及び入札期日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく

更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)

- (8) 対象工事と同種の工事の施工実績があること。
- (9) 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 対象工事が大規模構造物の工事、特殊な作業条件下の工事等であつて高度な施工技術を必要とするもの（以下「施工計画等評価タイプ」という。）である場合にあっては、施工計画が適正であること。

第5 競争参加資格の決定

第4に掲げる競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）は、対象工事ごとに、認定委員会の議を経て、部局長が決定するものとする。

第6 入札説明書の交付

- 1 入札説明書は、別冊として公告の写し、契約書案、図面、仕様書等を含めるものとする。
- 2 入札説明書は、公告後速やかに交付を開始し、第12の4の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明の回答期限の日まで交付を行うものとする。
- 3 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法は、公告において明らかにするものとする。
- 4 入札説明書の交付に当たっては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

第7 参加表明書等の提出

- 1 契約担当者は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者に参加表明書等の提出を求めるものとする。
- 2 参加表明書等の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から10日間（施工計画等評価タイプにあっては30日間）とする。
- 3 契約担当者は、対象工事が特定建設工事共同企業体に発注するものである場合は、参加表明書等の提出と同時に、建設工事共同企業体協定書の写しの提出を求めるものとする。
- 4 申請書及び資料の提出場所は、契約担当課とするものとする。
- 5 建設工事共同企業体協定書の写しの提出は、提出場所へ持参して行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- 6 期限までに参加表明書等を提出しない者並びに知事が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。
- 7 契約担当者は、1から4までに掲げる事項を公告において明らかにするものとする。
- 8 契約担当者は、1から6までに掲げる事項及び次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
 - (1) 参加表明書等は、入札説明書において示す様式により作成すること。
 - (2) 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
 - (3) 契約担当者は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。
 - (4) 提出された参加表明書等は返却しないこと。
 - (5) 提出期限以降における参加表明書等の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めないこと。
 - (6) 参加表明書等に関する問い合わせ先
 - (7) その他契約担当者が必要と認める事項

第8 競争参加資格確認資料及び技術資料の内容

- 1 競争参加資格確認資料及び技術資料の内容は、(1)及び(2)（対象工事が施工計画評価タイプである場合には(1)から(3)まで）とするものとし、入札説明書において明らかにするもの

とする。

なお、(1)の同種の工事の施工実績及び(2)の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに記載することができるものとし、(2)の配置予定の技術者については、複数の候補技術者を記載することができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(1) 施工実績

第4の(8)に掲げる資格があることを確認できる同種の工事の施工実績

(2) 配置予定の技術者

第4の(9)に掲げる資格があることを確認できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事の経験

(3) 施工計画

第4の(11)に掲げる資格があることを判断できる施工方法、仮設備計画等の技術的事項に対する所見

- 2 契約担当者は、必要があると認めるときは、1の(1)から(3)までに加えて、1に掲げる資料の内容を証明するための書類を資料として求めることができるものとし、当該資料の提出を求めるときにおいては、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

第9 競争参加資格確認資料作成説明会

- 1 契約担当者は、対象工事が施工計画等評価タイプである場合において、必要があると認めるときは、競争参加資格確認資料作成説明会（以下「説明会」という。）を実施するものとする。
- 2 説明会は、原則として、参加表明書等の提出期限の20日前までに実施するものとする。
- 3 説明会への参加の申込みは、書面（様式は自由）を申込先へ持参し、又は郵送することにより行うものとし、電送によるものは受け付けないものとする。
- 4 説明会への参加申込の期間は、原則として、公告の日の翌日から説明会の実施の日の3日前までとするものとする。
- 5 説明会への申込先は、契約担当課とするものとする。
- 6 説明会を実施する場合には、説明会を実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
 - (1) 説明会を実施する旨
 - (2) 説明会の日時及び場所
 - (3) 説明会への参加申込方法、申込期間及び申込先
 - (4) その他契約担当者が必要と認める事項

第10 参加表明書等のヒアリング

- 1 契約担当者は、必要があると認めるときは、参加表明書等資料についてのヒアリングを実施することができるものとする。
- 2 ヒアリングは、参加表明書等の提出期限の日の翌日から第11の4の競争参加資格の確認結果の通知の期限の日の前日までの間に行うものとする。
- 3 ヒアリングを実施する場合には、ヒアリングを実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
 - (1) ヒアリングを実施する旨
 - (2) ヒアリングの日時及び場所
 - (3) その他契約担当者が必要と認める事項

第11 競争参加資格の確認

- 1 契約担当者は、提出された参加表明書等に基づき競争参加資格の有無について確認を行うものとする。ただし、参加表明書等の提出者が、参加表明書等の提出期限の日において、第4の(2)の競争入札参加資格者の資格を有していない場合において、競争参加資格のうち第4の(1)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしている場合は、開札の時に第4の(2)か

ら（４）までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

- 2 1の確認は、認定委員会の議を経て行うものとする。
- 3 1の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとする。ただし、第４の（５）から（７）までについては、参加表明書等の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。
- 4 契約担当者は、原則として、参加表明書等の提出期限の日の翌日から起算して 10 日以内（対象工事が施工計画等評価タイプである場合においては 14 日以内）に、競争参加資格の確認の結果を参加表明書等の提出者に対し通知するものとする。
- 5 4の通知に当たっては、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。
- 6 1、3及び4に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- 7 契約担当者は、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が第４の（５）から（７）のいずれかに該当するに至った場合は、当該者に対する4の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。なお、この通知に当たっては、5の規定を適用するものとする。

第12 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないとされた者は、第 11 の4の通知の日の翌日から起算して7日（土、日、祝日等の休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。
- 2 競争参加資格がないとされた者が1の説明を求める場合においては、書面（様式は自由）を持参して行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- 3 2の書面の提出場所は、契約担当課とするものとする。
- 4 契約担当者は、1の説明を求められたときは、原則として、1の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
- 5 契約担当者は、4の回答内容を認定委員会に報告するものとする。
- 6 契約担当者は、1の説明を求めた者に競争参加資格があると認めた場合においては、第 11 の4の通知を取り消し、4の回答と併せて競争参加資格がある旨を通知するものとする。
- 7 契約担当者は、6の通知を行う場合においては、認定委員会の議を経て行うものとする。
- 8 1から4までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

第13 現場説明会

- 1 現場説明会は、契約担当者が特に必要があると認める場合を除き、行わないものとする。
- 2 現場説明会を行う場合においては、現場説明を行う旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
 - (1) 現場説明会を行う旨
 - (2) 現場説明会の日時及び場所
 - (3) その他契約担当者が必要と認める事項
- 3 現場説明会を行う日は、第 12 の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明手続が終了した日以降の日とするものとし、原則として、入札執行の日の 10 日前の日とするものとする。

第14 入札説明書等に対する質問

- 1 現場説明及び入札説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を開覧に供するものとする。
- 2 質問書の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から第 12 の4の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明の回答期限の日の翌日まで（現場説明会を行う場合においては、入札説明書の交付を開始した日の翌日から現場説明会の日の2日後まで）とするものとする。

とする。

- 3 質問書の提出場所は、契約担当課とするものとする。
- 4 質問書の提出は、提出場所へ持参し、又は郵送して行うものとし、電送によるものは受け付けないものとする。
- 5 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日後までに開始し、入札執行の日の前日に終了するものとする。
- 6 質問に対する回答書の閲覧場所は、契約担当課とするものとする。
- 7 1から6までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

第15 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金は免除するものとする。
- 2 契約保証金は納付させるものとする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 3 1及び2に掲げる事項を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

第16 入札の執行

- 1 入札書の提出は、原則として、第14の2の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して8日後に開始するものとする。なお、郵送による入札書の受領期限は、入札期限の日時前の日時とすることができるものとする。
- 2 第1回の入札に際しては、入札参加者に入札金額内訳書の提出を求めるものとし、入札金額内訳書の提出がない場合は、当該入札を無効とするものとする。なお、郵便による入札の場合は、当該入札金額内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送させるものとする。
- 3 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- 4 1から3までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

第17 入札の無効

契約担当者は、公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告及び入札説明書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び知事により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他開札の時に第4に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する旨を入札説明書において明らかにするものとする。

第18 対象工事の請負者又はその下請業者によって調達される主要な資機材

対象工事の請負者又はその下請業者によって調達されることが想定される主要な資機材に関する情報を、公告において提供するものとする。

第19 苦情の申立て

本要領に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し、大分県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年大分県告示第585号）により、大分県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨を入札説明書において明らかにするものとする。

第20 その他

- 1 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結することが予想される場合においては、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

- 2 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。
- 3 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- 4 契約担当課は、落札者が第8の1の(2)の資料に記載した配置予定の技術者が、対象工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
- 5 公告及び入札説明書に記載する事項については、この要領に定めるもののほか、別添1の標準公告例及び別添2の標準入札説明書例によるものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。